

MHM Asian Legal Insights

第 88 号 (2018 年 7 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

- 1. インド : 外国直接投資の事後報告に関する統一書式の導入・外国直接投資内容の報告義務付け
- 2. ベトナム : サイバーセキュリティ法案の可決
- 3. ミャンマー① : 新会社法が 2018 年 8 月 1 日より施行されることが確定
- 4. ミャンマー② : アパートメント法の起草作業が開始

今月のコラム ータイでムエタイ修行ー

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 88 号 (2018 年 7 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インド: 外国直接投資の事後報告に関する統一書式の導入・外国直接投資内容の報告義務付け

2018 年 6 月 7 日、インド準備銀行 (Reserve Bank of India) は、インドへの外国直接投資に関する通達を発表しました (RBI/2017-18/194 A.P (DIR Series) Circular No.30)。当該通達では、(1) インドへの外国直接投資に関する事後報告についての統一書式を導入すること、及び、(2) それに伴い、既に外国直接投資を受けているインドのすべての企業に対して現時点における外国直接投資の内容の報告義務を課すこと、が告知されています。

以下、順にご説明します。

(1) インドへの外国直接投資に関する事後報告書式の改定

インドへの外国直接投資に際しては、インド居住者によるインド準備銀行への事後報告が義務付けられていますが、従前は、投資の形態により報告書式が分かれています。代表的なものとしては、インド企業がインド非居住者に対して株式を新規に発行した場合にインド準備銀行に提出を義務付けられていた Form FC-GPR、インドの企業や個人がインド非居住者に対して株式を譲渡する場合にインド準備銀行に提出

MHM Asian Legal Insights

を義務付けられていた Form FC-TRS 等が挙げられます。

これらが、今回の通達により、同様の取引に関する事後報告につき、Form FC-GPR や Form FC-TRS 等の書式に代わって、Single Master Form (SMF) と称される書式をオンラインで提出することとされ、事後報告に際しての簡便化が図られることとなりました。

なお、ここでいう「インド企業」には、「日本企業のインド子会社の子会社」のような、外国投資家がインドで設立した会社の子会社も含まれる点にご留意ください。

(2) 外国直接投資の内容の報告義務付け

インドへの外国直接投資に関する事後報告につき、上記のとおり統一書式が導入されることに伴い、インド準備銀行は、すべてのインド企業に対して、各インド企業が受けている外国直接投資の詳細を、インド準備銀行がウェブ上で提供する所定のフォーマットを用いて、2018 年 6 月 28 日から同年 7 月 20 日までの間に報告することを義務付けています。この期限は当初同年 7 月 12 日まででしたが、同月 20 日まで延長されました（本原稿執筆時点である 7 月 19 日時点の情報）。今後、更なる延長がなされない限り、報告期限は 2018 年 7 月 20 日までとされているため、速やかな対応が望まれます。

報告義務違反があった場合、直接・間接を問わず外国直接投資を受けられなくなる可能性及びインド外国為替管理法（Foreign Exchange Management Act, 1999）違反となる可能性があるとしてされています。

報告が義務付けられる「インド企業」に、外国投資家がインドで設立した会社の子会社も含まれる点は、上記(1)と同様です。

今回の通達による改正は、今後インドへの直接投資を検討する日系企業のみならず、既に投資を行っている日系企業にとっても重要な改正であるため、留意が必要です。

弁護士 小山 洋平

☎ 03-5220-1824

✉ yohei.koyama@mhmljapan.com

弁護士 臼井 慶宜

☎ 06-6377-9405（大阪）

✉ yoshinori.usui@mhmljapan.com

2. ベトナム：サイバーセキュリティ法案の可決

ベトナムでは、2018 年 6 月 12 日にサイバーセキュリティ法案（「サイバーセキュリティ法」）が可決され、2019 年 1 月 1 日より施行される予定です。しかし、サイバーセキュリティ法に関しては、民間企業のみならず、一般市民に対しても大きな影響を及ぼしうることから、ベトナム国内外を問わず、従前より多くの関心を集めております。

MHM Asian Legal Insights

本稿では、一般市民等による情報の発信に対する影響とインターネット上で情報を取り扱う民間企業への影響についてご紹介します。

(1) 情報の発信に対する影響

サイバーセキュリティ法により、組織、企業又は個人は、ウェブサイト、ポータルサイト又はホームページ上に国家の安全を侵害しうる内容を含む情報を掲載することが禁止されました。

同法では、「国家の安全を侵害しうる内容を含む情報」に該当する情報として、ベトナム社会主義共和国に対抗するプロパガンダとなる情報、暴動を誘発する情報、他人の名誉を侵害する情報、経済秩序を侵害する情報、市民を混乱させる内容を含む情報等が挙げられています。

しかしながら、これらはあくまで例示列举であり、上記以外の情報であっても「国家の安全を侵害しうる内容を含む」とみなされた場合には、上記禁止規定が適用されることになります。この定義は不明確であり、広範囲に及びうるため、インターネット上でベトナムに関する情報を発信する際には十分に留意する必要があります。

(2) 民間企業に対する影響

サイバーセキュリティ法においては、内資企業か外資企業であるかを問わず、ベトナムにおいてテレコムネットワークやインターネット上のサービス及びサイバー空間上のその他のサービスを提供し、個人情報を取り扱う企業（「インターネット企業」）は、一定期間ベトナム国内のサーバーに当該情報を保存しなければならないと規定されています。また、これらの企業は、ベトナム国内に現地法人又は駐在員事務所を設置することが義務付けられています。

しかし、上記義務を負う企業の定義が必ずしも明確ではないため、上記の条項が広範囲で適用される可能性も否定できず、インターネット上で情報を取り扱う企業にとっては大きな負担となる可能性があります。

また、公安省（The Ministry of Public Security）の管轄下の組織となるサイバーセキュリティタスクフォース（Cybersecurity Task Force）は、サイバーセキュリティ法に関する違反を調査するために、内資企業か外資企業であるかを問わず、インターネット企業に対して、ユーザーの情報を提供するように要求することができると規定されています。

したがって、インターネット企業は、これまで以上に徹底した情報の管理に留意する必要があります。

以上のとおり、適用が広範囲に及びうるサイバーセキュリティ法ではありますが、同法の施行規則やガイドラインは公布されていないことから、引き続き、今後の実務運

MHM Asian Legal Insights

用を含めて同法の動向を注視する必要があります。

弁護士 江口 拓哉

☎ 06-6377-9402 (大阪)

☎ 03-5223-7745 (東京)

✉ takuya.eguchi@mhmljapan.com

弁護士 西尾 賢司

☎ 03-6266-8762

✉ kenji.nishio@mhmljapan.com

弁護士 塙 晋

☎ +66-2-266-6485 (バンコク)

✉ susumu.hanawa@mhmljapan.com

弁護士 山口 健次郎

☎ 03-6266-8792

✉ kenjiro.yamaguchi@mhmljapan.com

3. ミャンマー①：新会社法が2018年8月1日より施行されることが確定

ミャンマー大統領府 (Office of President) は、2018年6月21日付 Notification 第48/2018号 (「本 Notification」) において、ミャンマー新会社法 (Myanmar Companies Law) (「新会社法」) について、2018年8月1日付で施行することを公表しました。従前より、新会社法を管轄する投資企業管理局 (「DICA」) は、新会社法の施行予定日が8月1日であることを繰り返し表明してきていましたが、本 Notification により正式に施行日が確定したことになります。

8月1日の施行に向けて、DICAでの準備作業も最終段階に入っているものと思われ、7月の第2週以降、新会社法の施行に関する複数の Notification を公表しています。そのうち主なものは下表のとおりです。

日付	Notification 番号	概要
2018年7月9日	第56/2018号	新会社法に基づく会社設立、再登録及びDICAへの各種の届出に関する新様式の最終版 (「新様式」) の公表 (*1)
2018年7月10日	第57/2018号	新会社法に基づくDICAへの登録手数料の公表
	第60/2018号	新会社法に基づくDICAのモデル Constitution (「モデル Constitution」) の公表 (*2)

*1 新様式は、本レター第84号及び第87号においてその概要をお伝えしていたドラフト段階のものから、会社設立及び再登録の場面において取締役となる者のパスポート (外国人の場合) 又は国民登録カード (ミャンマー人の場合) の写しの添付が必要となる旨が追加された点を除き、変更されていません。

*2 新会社法では、会社の根本規範が、現状の基本定款 (Memorandum of Association) 及び附属定款 (Articles of Association) から Constitution に変更されます。そして、非公開会社では、モデル Constitution をそのまま根本規範として採用することも可能とさ

MHM Asian Legal Insights

れています。ただ、モデル Constitution は、新会社法の強行規定に反する定めが置かれているなどその内容に問題が散見されるため、そのまま使用することは適切ではなく、各社で Constitution を作成する対応が望ましいと思われます。

新会社法の施行直後は、新たに稼働する電子登録システム（Myanmar Companies Online（MyCo） electronic registry system）への移行もあり、当局の対応に一定の混乱が生じることが予想されます。新会社法及び新システムの下での DICA の実務運用がどのように確立されていくのか、引き続き注視していく必要があるところです。

（ご参考）

本レター第 84 号（2018 年 4 月号）

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00031234/20180420-124135.pdf>

本レター第 86 号（2018 年 5 月号）

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00031393/20180522-025134.pdf>

本レター第 87 号（2018 年 6 月号）

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00031618/20180620-022119.pdf>

4. ミャンマー②：アパートメント法の起草作業が開始

ミャンマーでは、2016 年にコンドミニアム法が制定され、その後 2017 年 12 月にはコンドミニアム規則が制定されているものの、同法の施行は始まっておらず、コンドミニアムの分譲を法的根拠に基づいて行うことができない状態が続いてきました。

また、政府としては、政府所有土地の上に低所得者向けの公共住宅を建てて提供したいという強い意向がある中、コンドミニアム法の適用を受けると土地の所有権がアパートの所有者に移転してしまうことから、政府による公共住宅にはコンドミニアム法が使えないという問題意識を有してきました。

こうした中、ヤンゴン管区政府は、アパートメント法の起草を行うためのワーキンググループを設置し、起草を行う法律事務所の選定作業を行ってきました。アパートメント法起草の目的としては、区分所有建物の開発・分譲を広い範囲で規律すること（コンドミニアム法は、敷地が一定の面積以上のコンドミニアムのみが対象になっているといった限定があります）及び政府による公的住宅の開発を容易にすることがあります。

この度、弊所ヤンゴンオフィスと Allen & Gledhill 法律事務所が共同で、この起草作業を行う法律事務所として選定され、今後、ヤンゴン管区政府と共にアパートメント法の起草を行っていくことになりました。早ければ 2019 年前半の施行を目指して、今後急ピッチで法案の起草作業を進めていくことになります。適切な内容のアパートメント法が施行されれば、コンドミニアム／アパートの分譲開発事業が非常にやり易くなり、ミャンマーでの不動産開発事業に弾みがつくと思われます。そうした法律ができるように、弊所としても力を尽くしていきます。

MHM Asian Legal Insights

弁護士 武川 丈士

☎ +65-6593-9752 (シンガポール)

☎ +95-1-255135 (ヤンゴン)

✉ takeshi.mukawa@mhmjapan.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +65-6593-9762 (シンガポール)

☎ +95-1-255137 (ヤンゴン)

✉ kana.manabe@mhmjapan.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-255136 (ヤンゴン)

✉ atsushi.inoue@mhmjapan.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムータイでムエタイ修行ー

タイのバンコクは今では大都市の様相を呈していますが、日本人の“タイ”のイメージとしては、いまだ“ムエタイや象”ということで、皆さんのイメージ(?)に合わせて、キックボクシング歴かれこれ10年の私の“ムエタイ修行”をレポートします。

1. ムエタイ雑学

ムエタイ修行レポートの前に、ムエタイ雑学をおすそ分けいたします。タイ観光の際に少しでも役立つものであることを祈っています。

ムエタイの歴史には諸説あるものの、スコータイ時代(13世紀)に護身術・格闘術として生まれたのがムエタイの始まりといわれています。タイは、日本と異なり陸続きで、他国と国境が接していることから、以前は領土獲得のための戦争が頻繁に行われていました。そして、ムエタイの父といわれるナーイ・カノムが、ミャンマー国王から「10人ほどのミャンマー兵士とムエタイをし、全員に勝利すれば、捕虜を解放する」と言われ、すべて勝利し、タイを救ったという歴史もあります。この歴史がタイはムエタイの本場といわれる理由の一つではないかと思われます。そして、このナーイ・カノムがこの格闘を行うか迷い、恐れを紛らわすために戦いの前に踊りを踊ったことがきっかけで、ムエタイの試合前に踊り(ワイクルー)を行う習慣が始まったともいわれています。



【試合前のワイクルー】

現在、タイにおける2大スタジアムといわれるのが、“ラジャナムヌーン・スタジアム”と“ルンピニ・スタジアム”です。これらのスタジアムは、男性のみ試合をすることが許されており、女性はリングの近くに行くことも許されていません。この点は、日本の相撲のようなものといえるでしょう。タイのトップ選手の試合も組まれるので、バンコク観光のお勧めスポットの一つになります。

2. ムエタイ修行



【練習風景】

ムエタイに魅せられてタイにいる私からのムエタイ修行レポートをお届けします。

大都会のバンコクには、スラム街のムエタイジムからセレブが通うフィットネス・ムエタイジムまで様々なジムがあります。稀に日本でのレッスン料より高いジムもありますが、そのようなジムはクーラーの中で快適に練習ができる所になります。多くのジムは、屋根があるのみの半分外のような所での練習になりますので、サウナ

MHM Asian Legal Insights

の中で練習しているような感覚です。

私の場合は、「強くなること」と「フィットネス」の目的を兼ねているので、「適度」なジム（クーラーなし）にて練習を行っています。練習は、基本的には準備運動→縄跳び→シャドー・ボクシング→サンドバッグ→ミット→スパーリング→ストレッチという流れで、1回に2時間ほどの運動になります。

“ムエタイ修行”が練習だけでは面白くなく、試合にも出るのが「戦う弁護士」としての在るべき姿として、定期的に試合にも出ています。仕事とムエタイの両立は難しいところもありますが、学びも多く、有意義な時間を過ごせていると思います。

実際のところ、試合をすることは危ないためお勧めしませんが、ムエタイは腰を左右に捻るスポーツになるので、女性の憧れの「くびれ」を作ることができるスポーツの一つとしてお勧めの運動です。自己の体型維持に必須のものとなっています。また、バンコクのムエタイジムの特徴として、1回のみの出稽古練習も可能であるため、観光中の欧米人が多く、国際交流の場所としてもよい環境ですし、旅の思い出としてムエタイ体験をすることもお勧めです。



【試合風景】

皆さんもタイにお越しの際には、ムエタイ体験をしてみたいはいかがでしょうか？

（弁護士 白井 啓子）

MHM Asian Legal Insights

文献情報

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Banking & Finance 2018 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Banking & Finance 2018
著者 青山 大樹

- 論文 「Mergers & Acquisitions - Japan Chapter」
掲載誌 Global Legal Insights Mergers & Acquisitions 7th Edition
著者 松村 祐土、梅津 英明

- 論文 「TPP 協定と TPP11 協定：規定内容の比較検討」
掲載誌 国際商事法務 Vol.46 No.7
著者 畠山 佑介

- 論文 「日本と ASEAN 諸国との間の EPA」
掲載誌 Thomson Reuters Tax & Accounting Blog / Thomson Reuters
http://onesource.tax.thomsonreuters.com/JP_blog_economic_partnership_agreement_between_japan_and_asean_member_states?elqTrackId=74a90b2b08544a5bab6ae33515cd7345&elq=00000000000000000000000000000000&elqaid=1525&elqat=2&elqCampaignId=
著者 畠山 佑介

NEWS

- 【重要】当事務所又は当事務所の弁護士・スタッフ名を騙った詐欺にご注意ください

当事務所又は当事務所の弁護士名を騙った遺産相続を名目とする詐欺事件に関する情報が寄せられました。当事務所は、このような事件には一切関係がございません。

当事務所又は当事務所の弁護士・スタッフ名を名乗る者からのお心当たりのない連絡を受けた場合は、すぐには応じず、相手の身元を十分にご確認ください。また、併せて下記連絡先までお知らせくださいますようお願い申し上げます。

森・濱田松本法律事務所

Tel: 03-5220-1800（総合案内）（9 時 00 分～17 時 00 分）

E-mail: mhm_info@mhmmjapan.com

MHM Asian Legal Insights

- Financial Times 紙によるアジア太平洋に本拠地を有する法律事務所のランキングにおいて 10 位に選ばれるとともに、コーポレート分野、ファイナンス分野及びプロボノ活動において高い評価を得ました

Financial Times 紙は、2018 年 6 月 7 日に、5 年目となる Asia-Pacific Innovative Lawyers Report を発表し、当事務所は、アジア太平洋に本拠地を有する上位 25 法律事務所のランキング（FT Law 25 list of “Most Innovative Law Firms (Asia-Pacific)”）において、日本の法律事務所として唯一ランクインし、10 位を獲得しました。なお、日本の法律事務所では当事務所のみが、5 年連続で当該ランキングに選ばれております。

このレポートにおいて、当事務所のコーポレート業務及びファイナンス業務は、傑出した（standout）案件とされた株式会社東芝による海外多数適格投資者向け第三者割当、テックビューロ株式会社による本邦初のグローバル ICO、及び株式会社アサツーディ・ケイの非公開化取引の 3 つの案件に関して高い評価を受けました。また、当事務所は、法教育及び難民申請サポートや、LGBT コミュニティの認知度の向上等のプロボノ活動においても、高く評価されております。

- ALB Japan Law Awards 2018 にて受賞しました

トムソン・ロイターグループの、国際的法律雑誌である ALB（Asian Legal Business）による ALB Japan Law Awards 2018 において、当事務所は以下の 9 つのカテゴリーで受賞しました。

Firm Categories

- Japan Law Firm of the Year
- Banking and Financial Services Law Firm of the Year
- Investment Fund Law Firm of the Year
- Tax and Trusts Law Firm of the Year

Deal Categories

- Japan Deal of the Year
 - Toshiba's Sale of Toshiba Memory Corporation
- Equity Market Deal of the Year
 - Toshiba's Share Placement
- M&A Deal of the Year（Premium）
 - Toshiba's Sale of Toshiba Memory Corporation
- Projects, Energy and Infrastructure Deal of the Year
 - Fukushima Natural Gas Power Plant Project
- Technology, Media and Telecommunications Deal of the Year
 - Toshiba's Sale of Toshiba Memory Corporation

MHM Asian Legal Insights

- Acritas Asia Pacific Law Firm Brand Index 2018 において 10 位に選ばれました
当事務所は Acritas 社が実施する法律事務所のグローバルブランド調査である
Acritas Asia Pacific Law Firm Brand Index 2018 において、10 位に選ばれました。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com